令和4年度
市川市スマートハウス関連設備
導入費補助金交付事業
申請の手引き

手続きの流れ

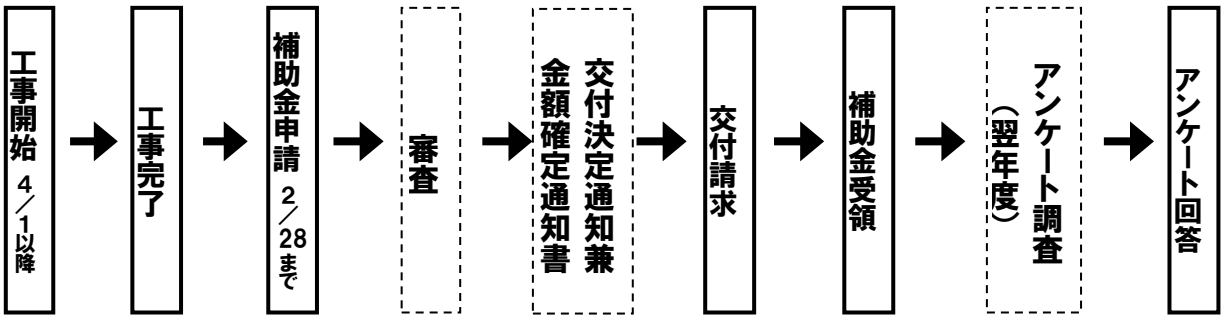

市川市では、家庭における地球温暖化対策を促進するため、太陽光発電設備やエネファーム、電気自動車などのスマートハウス関連設備の導入に対して補助金を交付し、普及に努めています。

市川市 環境部 生活環境整備課

〒272-8501 市川市南八幡 2-20-2 市川市役所第 2 庁舎 3 階
TEL：047-712-6317　FAX：047-712-6308

2022.4.1

1.補助対象住宅（以下すべての項目に該当する方が対象です）

⑴【住宅用太陽光発電設備】

①住宅の建築工事が完了した日の翌日以降に、太陽光発電設備を設置する工事を開始したこと

※新築の場合は対象外となります。

②エネルギー管理システム(HEMS)※又は、定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていること

③自己の居住の用に供するもの

④県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入した場合は、対象外となります。

※エネルギー管理システム（HEMS）

住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ＥＣＨＯＮＥＴＬｉｔｅ」規格の認証を取得しているもの。

⑵【定置用リチウムイオン蓄電システム】

①住宅用太陽光発電設備を設置していること

②自己の居住の用に供するもの

③県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入した場合は、対象外となります。

⑶【電気自動車】

①住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に充電できること

②自らが居住する住宅

③Ｖ２Ｈ充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、Ｖ２Ｈ充放電設備を設置していること

⑷【V2H充放電設備】

①住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車が導入されていること

②自己の居住の用に供するもの

⑸【家庭用燃料電池システム（エネファーム）】

【太陽熱利用システム】

①自己の居住の用に供するもの

2.補助対象者（以下すべての項目に該当する方が対象です）

① 本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされている方

② 本市に納付すべき市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない方
（申請者及び申請者と同一世帯に属するすべての方）

③ 補助対象設備の設置にかかる費用を負担し、当該補助対象設備を所有していること（電気自動車の場合、所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む）

④ 申請者が住宅の所有者ではない場合、又は共有者がいる場合は、全ての所有者、又は共有者の同意が得られている方（電気自動車を除く）

⑤ 補助金は、補助対象設備の種類ごとに、一つの住宅につき、同一の世帯で1回に限り交付します。（共同住宅は、一戸につき１回限り交付。）電気自動車のみ、申請者一人につき１回限り交付します。

⑥　令和 4 年 4 月 1 日以降に設備の設置工事を開始した方で、令和 5 年 2 月 28 日までに、設置工事（設置済の建売住宅を購入する方は住宅の引渡し）を完了し、補助金交付申請書を提出できる方（電気自動車を除く）

⑦　電気自動車の場合は、令和 4 年 4 月 1 日以降に自動車検査証に新規に登録され納車された方で、令和 5 年 2 月 28 日までに、補助金交付申請書を提出できる方

⑧　暴力団および暴力団密接関係者ではないこと

3. 補助対象設備

【住宅用太陽光発電設備】 ※1、※2

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、次に掲げる要件を満たすもののうち、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの。

⑴ 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。

⑵ 対象設備（既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合にあっては、既存設備分を含めた増設後の設備）を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が１０キロワット未満であること。

⑶ 太陽電池モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれかに該当するものであること。

ア　国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの

イ　一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの

ウ　一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているもの

※1　既築住宅に住宅用太陽光発電設備を新たに設置すること、及び、エネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていることが要件となります。

※2　県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、太陽光発電設備を購入した場合は対象外となります。

・補助対象経費

太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、
その他附属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費及び
工事費（据付・配線工事等）

【太陽熱利用システム】

一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（ＢＬ部品）として認定を受けたものであって、集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯及び空調に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるものをいう。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く（強制循環型のみ対象）。

・補助対象経費

設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の附属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費及び工事費（据付・配線・配管工事等）

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）】

国が平成２５年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであって、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、ＬＰガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。

・補助対象経費

設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（給湯器、リモコン等）の購入費及び工事費（据付・配線・配管工事等）

【定置用リチウムイオン蓄電システム】※1、※2

国が平成２５年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであって、リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの。

※1　住宅用太陽光発電設備を設置されていることが要件となります。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問いません。

※2　県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、蓄電池を購入した場合は、対象外となります。

・補助対象経費

設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）

【電気自動車】※1

国が令和３年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車。自動車車検証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載され、用途が「乗用」で「自家用」と記載されている４輪のもの。新車として新たに購入したもので、自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であり、自動車検査証の使用の本拠の位置が、市川市内の住所であること。

※１　住宅用太陽光発電設備を設置され、発電した電気を電気自動車に充電できることが要件となります。なお、接続する住宅用太陽光発電設備については、新設・既設を問いません。

・補助対象経費

電気自動車本体の購入費

【V2H充放電設備】※1

電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和３年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

※1　住宅用太陽光発電設備を設置され、かつ、電気自動車が導入されていることが要件となります。なお、接続する住宅用太陽光発電設備については新設・既設を問わず、導入されている電気自動車については、新規導入・導入済みを問いません。

・補助対象経費

Ｖ２Ｈ充放電設備本体の購入費

4.補助金額の計算

補助金は、補助対象設備の種類ごとに、一つの住宅につき、同一の世帯で1回に限り交付します。
（共同住宅は、一戸につき１回限り交付）
※電気自動車のみ、申請者一人につき１回限り交付。
※増設又は交換する場合で、過去に同設備の補助金の交付を受けた場合は、補助の対象にはなりません。

(1)住宅用太陽光発電設備

太陽電池モジュールの公称最大出力合計値 **1kW（小数点以下第 3 位を四捨五入）あたり 20,000 円。上限は 90,000 円。**

市内事業者施工の場合は、1kW あたり 25,000 円、上限は 112,500 円です。

補助金額計算例（市外業者施工の場合）
出力値 3,065W の場合　　3.07kW × 20,000 円 ＝ 61,400 円

(2)住宅用太陽光発電設備以外のスマートハウス関連設備

「補助対象経費から国等の補助申請額を引いた額（※）」が「補助対象経費の上限額」を上回る場合は、**「補助対象経費の上限額」が補助金額**になります。

「補助対象経費から国等の補助申請額を引いた額（※）」が「補助対象経費の上限額」を下回る場合は、**「補助対象経費から国等の補助申請額を引いた額（※）」が補助金額**になります。

（※）V2H充放電設備については「補助対象経費から国等の補助申請額を引いた額の 10 分の 1 の額」

詳しい計算方法については「様式第１号（その2）」をご覧下さい。

①補助対象経費から国等の補助申請額を引いた額

設備の設置、購入費用	－	国等の補助申請金額

②上限額

太陽熱利用システム：5 万円、
家庭用燃料電池システム（エネファーム）：【停電時自立運転機能あり】10 万円、
：【停電時自立運転機能なし】5 万円
定置用リチウムイオン蓄電システム：7 万円
電気自動車：【太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設】15 万円
：【太陽光発電設備のみ併設】10 万円
V2H充放電設備：補助対象経費の 10 分の 1 額で上限 25 万円

5.提出書類

設置工事完了後、申請に必要な書類（①～⑥）に、以下の⑦～㉙までの必要書類を添えて生活環境整備課に申請してください。郵送での申請も可能です。

※受付時間　9:00～11:30、13:00～17:00（土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）

（1）ダウンロードする様式　記入例あり

① 申請書「様式第１号（その 1）」**※裏面あり注意　※日付は未記入、金額の訂正はできません**
※裏面に住民基本台帳法に基づく記録確認、納税状況の確認に対する同意欄があります（任意）
② 請負費の内訳「様式第１号（その 2）」**※金額の訂正はできません**
③ 補助対象設備等の概要「様式第１号（その 3）」**※裏面あり注意**
④ チェックシート
⑤ 同意書「様式第２号」【電気自動車は不要】
※「賃貸住宅」「住宅の所有者が、申請者でない又は申請者との共同名義」の場合に必要
⑥ 請求書「様式第４号」**※日付、金額は未記入**

（2）添付資料

⑦ 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し**※賃貸住宅の場合【電気自動車は不要】**

⑧ 工事請負契約書、売買契約書等の写し**※新築・既設住宅の場合**
又は、スマートハウス関連設備付き住宅の売買契約書の写し**※建売住宅購入の場合【太陽光、電気自動車以外】**
※契約者両者の印、契約内容にスマートハウス関連設備が記載されているもの（見積書等）が必要
※変更契約を行い、補助対象設備に関する金額が変更になった場合、変更契約書も必要
（内訳も同様）
※注文書、請書に分かれている場合はどちらも必要

⑨ 金額の内訳がわかるもの
内訳（見積書等）を添付して下さい。様式第１号（その２）の金額を確認します。
注文住宅など、設備設置以外の費用ある場合は、全体の内訳がわかる書類が必要です。

⑩ カタログのコピー
型式、形状、公称最大出力、容量など補助対象設備の要件が確認できる書類

⑪【太陽光発電設備】 出力対比表

⑫【太陽光発電設備】 特定契約を締結したことが分かる書類（下記のうちどれかひとつ）
・「特定契約締結完了のお知らせ」（メール）の写し
・「落成受付完了のお知らせ」（メール）の写し
・「系統連系完了のお知らせ」（メール）の写し
・「受給契約申込受付サービス」の申込詳細情報の画面の写し
・「購入実績お知らせサービス」の画面の写し
・「特定契約のご案内」
※メールの宛先が申請者でない場合は、「接続契約のご案内」も必要です。

⑬【太陽光発電設備】 モジュールの設置位置及び枚数が確認できる図面

⑭【太陽光発電設備】 単線結線図またはシステム系統図**※電力受給契約が複数の場合（二世帯住宅、店舗共用住宅等）、共同住宅、システム増設、パワコンが複数ある場合に必要**
※発電した電気が設置された住宅で消費され、余剰の電力を売電していることが確認できる図面

⑮【太陽光発電設備】 **※市内事業者施工の場合に必要**
市に法人登録をしていることを証する書類（法人）
・法人市民税の住所証明書
事業所得に係る申告をしたことを証する書類（法人以外）

⑯【太陽光発電設備】住宅用太陽光発電設備設置工事着工前に建築工事が完了していることがわかる書類
（下記のうちどれかひとつ）
・検査済証（検査日、交付日が設置工事の着工前の日付であること）
・台帳記載事項証明書（検査日、交付日が設置工事の着工前の日付であること）
・固定資産税・都市計画税公課証明書
・納税通知書（家屋の課税明細書添付）

⑰【太陽光発電設備】HEMS 又は蓄電池の仕様が分かる書類（カタログ、取扱説明書など、補助の要件が確認できるもの）

＜HEMS の要件＞

住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ＥＣＨＯＮＥＴＬｉｔｅ」規格の認証を取得しているもの。

【蓄電池】

⑱【電気自動車】　住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類

【V2H充放電設備】

（下記のうちどれかひとつ）

・売電明細の写し

・接続契約のご案内の写し

・保証書の写し

・特定契約締結に係る書類の写し

・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの）の写し

⑲【電気自動車】 住宅用太陽光発電設備で発電した電気を電気自動車に充電できることが確認できるもの

（下記のうちどれかひとつ）

・充電設備の保証書の写し

・充電設備の設置状況及び設置機器（銘鈑）が確認できる写真

⑳【電気自動車】 Ｖ２Ｈ充放電設備を設置していることがわかるもの**【V2H充放電設備併設の場合必要】**

（下記のうちどれかひとつ）

・V2H充放電設備の保証書の写し

・V2H充放電設備の設置状況及び設置機器（銘鈑）が確認できる写真

㉑【電気自動車】 ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者の名義が異なる場合

（下記のうちどれかひとつ）

・保管場所標章番号通知書の写し

・申請者が保険契約者である自動車保険証(任意保険に限る。自賠責保険不可)の写し

㉒【電気自動車】

【V2H充放電設備】 自動車検査証の写し

※電気自動車の場合、新車であることの確認として、自動車検査証の初度登録年月と登録年月日／交付年月日が同年同月であることが必要です。

㉓ 国その他の団体からの補助金額がわかるもの　【国その他の団体の補助金を受ける場合必要】

（「申込受理・交付決定通知書」の写し又は「補助金の額の確定通知書」の写し等）

※【電気自動車の場合】市川市単独の電気自動車等導入費補助金を受けた場合も提出必要。

※（参考）国補助金 R4 予定：蓄電池・電気自動車・V2H 充放電設備

㉔ 領収書の写し

※宛名が申請者のフルネームになっていること

※補助対象設備の導入費用の支払いに関するもの

※領収金額に補助対象経費以外の金額が含まれる場合、補助対象経費の金額を付記してください。コピーへの付記でもかまいません

※クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証明する書類（支払い証明書）」が必要

㉕ 未使用であることを確認できる書類の写し 【電気自動車を除く】

・メーカー発行の保証書

・メーカー発行の出荷証明書

・メーカー発行の出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)

※太陽光の場合はパワーコンディショナーも必要

㉖ 写真(カラー)　すべての写真に撮影日を印字して下さい。印字できない場合は、記入して下さい。

【太陽光発電設備】

ア)モジュールを設置した屋根面等(設置場所全て)

設置屋根面写真が1枚に収まらない場合は、複数枚に分けてすべてのモジュールを撮影

イ)パワーコンディショナー(2 種類)

・外観が確認できるもの　・銘板(型式、製造番号がわかるもの)

ウ)電力量計(電力計の外観が確認でき、設置した壁面等がわかるもの)

エ)HEMS 又は蓄電池の設置状況が分かるもの

機器のみではなく、設置されている場所が分かるように、設置場所周辺も含めてください。

HEMS は、構成機器すべての写真(測定機器、制御機器、表示装置)が必要です。

オ)HEMS 又は蓄電池の銘板(システムの型式、製造番号等が確認できるもの)

カ)建物全体

周囲の家や構造物を含めてください。設備が写っている必要はありません。

足場、車等がなく、全体が分かるように撮影して下さい。

【電気自動車】

キ)保管場所(車庫・駐車場等)において、車の全体及びナンバープレートが写っているもの。

※車体のみではなく、保管場所(車庫・駐車場等)が分かるように、保管場所周辺も含めてください。

※ナンバープレートが読み取れるものにしてください。

【エネファーム】【蓄電池】【太陽熱利用システム】【V2H 充放電設備】

エ)スマートハウス関連設備の設置状況が分かるもの

機器のみではなく、設置されている場所が分かるように、設置場所周辺も含めてください。

オ)銘板 (システムの型式、製造番号等が確認できるもの)

カ)建物全体

周囲の家や構造物を含めてください。設備が写っている必要はありません。

足場、車等がなく(建設中の状態ではないこと)、全体が見えるように撮影して下さい。

㉗ 住民票の写し(コピー不可)

※①申請書「様式第 1 号(その 1)裏面」の同意により省略できます

㉘ 市川市が課した市民税の納税証明書 (過去 5 年度分) と
市川市が課した固定資産税・都市計画税の納税証明書 (過去 5 年度分)
申請者及び申請者と同一の世帯に属する方について、すべて提出して下さい。課税されていない場合は、非課税証明書が必要です。

※どちらも①申請書「様式第 1 号(その 1)裏面」の同意により省略できます

㉙ 地図
住宅の位置、接続道路、区画、町名等が詳細に分かるもの (住宅地図など)
新築の場合は、周辺を含む建物の形、道路が分かるように記載してください。

○申請後 2～3 週間で、交付可否決定通知書兼補助金額確定通知書を送付します。

申請時に請求書を提出しなかった場合は、通知書が届いてから請求書を提出してください。

6.提出期限

申請書の提出

令和４年４月１日から令和５年２月28日17時（必着）まで

※受付は先着順です。**期限前に予算額に達した場合はその時点で終了します。**

※住宅用太陽光発電設備とその他の設備については予算の枠が別になります。どちらか一方の補助金が先に終了することがあります。

※予算の残額は市川市公式Webに適宜公表します。

※11月以降は申請が非常に多くなりますので、早めに提出してください。

請求書の提出

申請時に提出しなかった場合は、令和５年３月６日（必着）まで

※請求書は、日付、金額を記入せずに、申請時に提出してください

7.注意事項

- 金額の訂正はできません。金額を間違えた場合は書き直して下さい。
- 消せるボールペンは使用しないでください。
- 提出前に、「申請者」、「工事・売買の契約者」、「電気事業者との契約者（太陽光）」、「領収書の宛名」、「保証書の宛名」、「自動車検査証の所有者（電気自動車）」が同一であることを確認して下さい。なお、自ら居住する住宅に設備を導入した方が対象となりますので、名前が異なる場合は補助金を交付できません。
- 設置工事等の内容により、上記以外の書類の提出を求める場合がありますので、期限日に余裕を持って提出してください。
- 11月以降は申請が非常に多くなります。
- 予算がなくなり次第終了となりますので、早めの申請をお願いします。
- 住宅用太陽光発電設備とその他の設備については予算の枠が別になります。どちらか一方の補助金が先に終了することがあります。（予算の残額は市川市公式Webに適宜公表します。）
- 代行者による書類の持参や郵送での申請も可能です。郵送の場合は期限日必着です。
  代行者の氏名、連絡先等を「請負費の内訳」（様式第１号（その２））に記載してください。
- 記載事項や添付書類に不備があった場合、書類の訂正や再提出が必要となります。
- 申請日は、添付書類を含めた全書類を、市川市が受付をした日となります。
- 申請期限を厳守してください。
- 補助対象設備の耐用年数を経過するまでは、承認を受けた場合を除き、設備等の譲渡、処分はできません。
  （補助対象設備の耐用年数は、太陽光17年、エネファーム６年、蓄電池６年、太陽熱15年、
  電気自動車４年、V2H充放電設備８年です。）
- **申請についての詳しい内容については、申請の手引き（Web掲載）をご覧下さい**

申請書類

市川市公式Web（様式・記入例がダウンロードできます）

http://www.city.ichikawa.lg.jp/env01/1111000130.html

暮らしの情報＞自然・環境・緑化＞環境＞地球環境（地球温暖化対策）
＞令和４年度　市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付事業

記入例

※ 金額の訂正はできません。

様式第1号(その1)(第9条関係)

年　月　日

すべての書類を提出した日
※申請時は未記入

(表面)

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付申請書

市川市長

申請者
(〒○○○－○○○○)
住　所　**市川市南八幡2－20－2**
フリガナ　**ｲﾁｶﾜ　ﾀﾛｳ**
氏　名　**市川　太郎**
電話番号　**047-○○○-○○○○**
緊急連絡先　**090-○○○○-○○○○**

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

補助対象設備を設置する住宅の所在地	**市川市南八幡2－20－2**
上記住宅の建築区分	☑既築　□新築(注文住
上記住宅の所有者	**市川　太郎　　市川　花子**

住宅の所有者を記入して下さい。申請者以外の所有者がいる場合は、同意書(様式第2号)が必要です。

	補助対象設備	補助金申請額
導入する補助対象設備 ※ 表の中から設置する対象の設備を選んで☑してください。 ※ 住宅用太陽光発電設備以外の設備に係る補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります。	☑住宅用太陽光発電設備 上限 90,000 円、112,500 円	61,400　円
	□太陽熱利用システム 上限 5 万円	円
	・家庭用燃料電池システム □停電時自立運転機能あり　上限 10 万円 □停電時自立運転機能な	円
	☑定置用リチウムイオン 上限 7 万円	70,000　円
	・電気自動車 □住宅用太陽光発電設備及びＶ２Ｈ充放電設備を併設　上限 15 万円 ☑住宅用太陽光発電設備を併設　上限 10 万円	100,000　円
	□Ｖ２Ｈ充放電設備 補助対象経費×1／10　(上限 25 万円)	円
	補助金交付申請合計額	231,400　円

※様式第 1 号(その 3)に記入した公称最大出力×20,000 円(市外業者施工の場合)
市内事業者の場合は×25,000 円

※各設備の補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります。(太陽光以外)

※ 様式第 1 号(その2)「スマートハウス関連設備に関する請負費(領収証)の内訳」及び様式第1号(その3)「市川市スマートハウス関連設備導入費補助対象設備の概要」も、ご記入ください

（裏面）

※着手日は、設備の設置工事を開始した日になります。（建売住宅の場合は購入日）
※電気自動車の場合は、自動車検査証の登録年月日を記載して下さい。

年　　月　　日
着手日が異なる場合は、最も早い日を記載して

年　　月　　日
）完了日が異なる場合は、最も遅い日を記載

※完了日は、保証書の日付、特定契約締結日（太陽光）、領収書の日付、写真の日付のうち一番遅い日付になります。
※申請時に不足書類があった場合、変更の可能性がありますので、未記入でも構いません。

市長が住民基本台帳法に基づく記録を確認することに、 ☑ 同意します
※ 同意する場合には、□にチェックを入れてください。
※ 同意されない場合には、補助対象者に係る住民票の写しを添付してくださ

チェックがない場合は住民票の写しが必要です。

市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないことを証明する書類

補助対象者		市長が市民税、固定資産税及び都市計画税の納付状況を確認することに、 ☑ 同意します チェックがない場合は納税証明書（過去 5 年分）が必要です。
補助対象者と同一の世帯に属する者		市長が市民税、固定資産税及び都市計画税の納付状況を確認することに、 ☑ 同意します ※補助対象者と同一の世帯に属する方の同意が必要です。
氏名	市川　次郎	
氏名		市長が市民税、固定資産税及び都市計画税の納付状況を確認することに、 □ 同意します
氏名		市長が市民税、固定資産税及び都市計画税の納付状況を確認することに、 □ 同意します
氏名		市長が市民税、固定資産税及び都市計画税の納付状況を確認することに、 □ 同意します
氏名		市長が市民税、固定資産税及び都市計画税の納付状況を確認することに、 □ 同意します
氏名		市長が市民税、固定資産税及び都市計画税の納付状況を確認することに、 □ 同意します

※ 同意する場合には、□にチェックを入れてください。
※ 同意されない場合には、市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないことを証明する書類を添付してください。
※ 補助対象者と同一の世帯に属する者は、未成年者以外の方の氏名を記載し、チェックを入れてください。欄が足りない場合は、コピーして追加してください。
※ 補助対象者と同一の世帯に属する者の氏名の記載及び納付状況の確認の同意に関するチェックは、同意をする方が行ってください。

様式第１号（その２）（第９条関係）

記入例

スマートハウス関連設備に関する請負費（領収証）の内訳

金額の訂正はできません

１．補助対象経費及び補助金申請額

補助対象設備	項目	金額（税抜）	補助金交付申請額
住宅用太陽光発電設備	①　購入費（太陽電池モジュール）	1,375,000	61,400　円 ※上限90,000円（市内業者は上限112,500円）
	②　購入費（架台）	180,300	
	③　購入費（パワーコン	225,000	
	④　購入費（その他附属	220,000	
	⑤　工事費	380,200	
	⑥　補助対象経費（①＋	2,380,500	
	⑦　国等の補助金申請額		
	⑧　補助対象経費－国等	2,380,500	
太陽熱利用システム	⑨　購入費（本体）		円 ※上限５万円
	⑩　購入費（架台）		
	⑪　購入費（その他付属		
	⑫　工事費		
	⑬　補助対象経費（⑨＋		
	⑭　国等の補助金申請額		
	⑮　補助対象経費－国等の補助		
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	⑯　購入費（本体、附属		円 ※機能により、上限5万／上限10万
	⑰　工事費		
	⑱　補助対象経費（⑯＋⑰：1,000未満切捨て）		
	⑲　国等の補助金申請額		
	⑳　補助対象経費－国等の補助金申請額（⑱－⑲：1,000円未満切捨て）		
定置用リチウムイオン蓄電システム	㉑　購入費（本体、附属品）	1,500,000	70,000　円 ※上限７万円
	㉒　工事費	250,500	
	㉓　補助対象経費（⑳＋㉑：1,000円未満切捨て）	1,750,000	
	㉔　国等の補助金申請額	560,000	
	㉕　補助対象経費-国等の補助金申請額（㉓-㉔：1,000円未満切捨て）	1,190,500	
電気自動車	㉖　購入費（本体）	3,000,150	100,000　円 ※併設設備により、上限10万円／上限15万円
	㉗　補助対象経費（㉖：1,000円未満切捨て）	3,000,000	
	㉘　国等の補助金申請額	485,000	
	㉙　補助対象経費-国等の補助金	2,515,000	
Ｖ２Ｈ充放電設備	㉚　購入費（本体）		円 ※補助対象経費×1/10 上限25万円
	㉛　補助対象経費（㉚：1,0		
	㉜　国等の補助金申請額		
	㉝　補助対象経費-国等の補助金		
補助金交付申請合計額			231,400　円

・各項目ごとに金額を分けて記入してください。（税抜）
・一括になっている金額も項目ごとに分けてください。
・内訳が分かる書類（見積書等）を添付してください。提出していただいた書類の金額と確認いたします。
・値引きがある場合は、値引き後の金額（税抜）を記入してください。
・太陽光の場合は、HEMSの金額を除いてください。
・補助対象金額は、契約金額、領収書の金額と一致する必要はありません。
・補助金対象経費の詳細は、Ｐ２～Ｐ３の各補助対象経費でご確認下さい。

電気自動車、V2H充放電設備については、「市川市電気自動車等導入費補助金」も国等の補助金に含まれます。
電気自動車の場合
例えば
国補助金　388,000円
市補助金　97,000円を足した金額が国等の補助金申請額になります。

※　住宅用太陽光発電設備は、公称最大出力１キロワット当たり20,000円（市内事業者施工の場合は25,000円）を補助します。上限は90,000円（市内事業者施工の場合は112,500円）です。

２．申請等の書類内容の問い合わせ先（当該申請者以外が補助金申請を代行している場合に記入）

会社名	○○○株式会社
所属・担当者名	○○支店　　○○　○○○
e-mail	○○○@○○○○
TEL/FAX	○○○-○○○○／○○○-○○○○

※　当該補助金申請に係る市からの発送書類は、申請者に送付いたします。

記入例

様式第１号（その３）（第９条関係）

（表面）

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金に係る補助対象設備の概要（１／２）

住宅用太陽光発電設備	補助対象設備の要件	未使用品である。	☑はい
		既存のシステムに増設す	□はい　☑いいえ
		既存のシステムを交換す	□はい　☑いいえ
		設置工事着工前日までに ている。	☑はい
		ステム（HEMS）が設置されている。	□あり　☑なし
		蓄電システムが設置されている。	☑あり　□なし
		太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入したものである。	☑いいえ
	製造者名	○○○株式会社	
	品名番号	太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ：△△△ □□□	
	製造番号	ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ：○○○○○○	
	太陽電池モジュール公称最大出力	3 . 0 7 キロワット（小数点以下第３位を四捨五入）	
	エネルギー管理システム（HEMS） 補助対象設備の要件（□に「✓」を記載）	住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有する。	□はい
		機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得している。	□はい
	製造者名		
	品名番号	データ集約機器：　データ計測機器：	
		モニター：	
	製造番号	データ集約機器：	
	定置用リチウムイオン蓄電システム	国が平成２５年度以降に実施する補助事業 補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニ ブにより登録されているものである。	☑はい
	製造者名	○○○株式会社　品名番号　△△△△	
	製造番号	○○○○○　蓄電容量　2.45kWh	
太陽熱利用システム	補助対象設備の要件（□に「✓」を記載）	一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（ＢＬ部品）として認定を受けたものである。	□はい
		集熱方式	□いいえ
		未使用品	□はい
	製造者名		
	品名番号	製造番号	
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助対象設備の要件（□に「✓」を記載）	国が平成２５年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものである。	□はい
		未使用品である。	
		停電時自立運転機	し
	製造者名	発電出力	kW
	品名番号	発電ﾕﾆｯﾄ：	貯湯ﾕﾆｯﾄ：
	製造番号	発電ﾕﾆｯﾄ：	貯湯ﾕﾆｯﾄ：

必ずチェックをつけて下さい。

県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、太陽光を購入した場合は、対象外となります。

すべてのモジュールを記入してください。

一般社団法人環境創イニシアチブ(SII)に登録されているパッケージ型番をご記入下さい。

一般財団法人ベターリビングに登録されているパッケージ型番をご記入下さい。

一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されているパッケージ型番をご記入ください。

（裏面）

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金に係る補助対象設備の概要（２／２）

定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象設備の要件（□に「✓」を記載）	国が平成２５年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブによ	☑はい
		置している。	☑はい
			☑はい
		千葉県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入したものである	☑いいえ
	製造者名	○○○株式会社	
	ＳＩＩパッケージ型番	○○○○	
	製造番号	○○○○○	蓄電容量 2.45kWh
電気自動車	補助対象設備の要件（□に「✓」を記載）	国が令和３年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターの指定を受けているものである。	☑はい
		新車である。	☑はい
		住宅用太陽光発電設備を設置している。	☑はい
		住宅用太陽光発電で発電した電気を電気自動車に充電できる。	☑はい
		Ｖ２Ｈ充放電設備が	なし
	メーカー名・車名	○○○○ ・ ○○○	
	型式	○○○○	
	所有者	氏名または名称： 市川　太郎	住所： 市川市南八幡 2-20-2
	使用者	氏名または名称： 市川　太郎	住所： 市川市南八幡 2-20-2
	使用の本拠の位置	市川市南八幡 2-20-2	
Ｖ２Ｈ充放電設備	補助対象設備の要件（□に「✓」を記載）	電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和３年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターの指定を受けているものである。	□はい
		未使用品である。	□はい
		住宅用太陽光発電設備を設置している	□あり
		電気自動車が導入されている。	□あり
	メーカー名		
	型式		

県が実施する太陽光発電設備･蓄電池の共同購入支援事業により、蓄電池を購入した場合は、対象外となります。

一般社団法人環境創イニシアチブ(SII)に登録されているパッケージ番号をご記入下さい。

所有者、使用者、使用の本拠の位置については、自動車検査証の内容をご記入くださ

自動車検査証に「＊＊＊」と記載があるものは、使用者の住所を記入してください。

様式第２号（第９条関係）

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付申請に係る同意書

すべての書類を提出した日
申請時は未記入

年　　月　　日

市川市長

（〒〇〇〇－〇〇〇〇）
住　　所　市川市八幡１－１－１
フリガナ　ｲﾁｶﾜ　ﾊﾅｺ
氏名　　市川　花子
電話番号　047-〇〇〇-〇〇〇〇
緊急連絡先　090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

申請者以外の所有者。
複数いる場合は、人数分の同意書が必要です。

同意者

私は、私の所有する住宅に補助金申請者が市川市スマートハウス関連設備導入費補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。

補助金の申請者。
※同意者の氏名ではありません。

補助金申請者の氏名	市川　太郎
設備を設置する住宅の所在地	市川市南八幡２－２０－２
設置する設備の種類	①　住宅用太陽光発電設備 ２　太陽熱利用システム ３　家庭用燃料電池システム（エネファーム） ④　定置用リチウムイオン蓄電システム ５　Ｖ２Ｈ充放電設備

記入例

※　申請時に提出してください。（日付、金額は未記入でお願いします）
※　金額の訂正はできません。

様式第４号（第１３条関係）

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付請求書

未記入　年　　月　　日

市川市長

（〒〇〇〇－〇〇〇〇）
請求者　住　所　**市川市南八幡２－２０－２**
フリガナ　**ｲﾁｶﾜ　ﾀﾛｳ**
氏名　**市川　太郎**
電話番号　047-〇〇〇-〇〇〇〇
緊急連絡先　090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

未記入

年　　月　　日付けで額の確定のあった市川市スマートハウス関連設備導入費補助金について、下記のとおり請求します。

記

金額は未記入

１　請求金額　　円

２　振込先

支店名、種目の記入漏れに注意してください。口座番号は間違えずに記入して下さい。

金融機関名	**市川**　銀行・金庫・組合				本店・八幡支店・出張所			種目	口座番号						
口座番号	金融機関ｺｰﾄﾞ				店舗ｺｰﾄﾞ			(1)普通・2当座	0	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1								
フリガナ	**イチカワ　タロウ**														
口座名義人氏名	**市川　太郎**														

【注意事項】

１　請求者（申請者）本人名義の口座を指定してください。
２　請求額は、「市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付可否決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第３号）」に記載された金額を記入してください。
３　ゆうちょ銀行を振込先金融機関に指定する場合は、振込専用の支店名及び７桁の口座番号を記入してください。
４　口座番号が７桁に満たない場合は、頭に０をつけて７桁にしてください。
５　定期預金の口座は、振込先に指定できません。

写真撮影例

・すべての写真に、撮影日を印字して下さい。
・写真はカラーで出力して下さい。
・銘板の写真は、文字が読み取れる状態の
ものを提出して下さい。

太陽光発電設備の場合

ア）モジュールを設置屋根面等（設置場所全て）

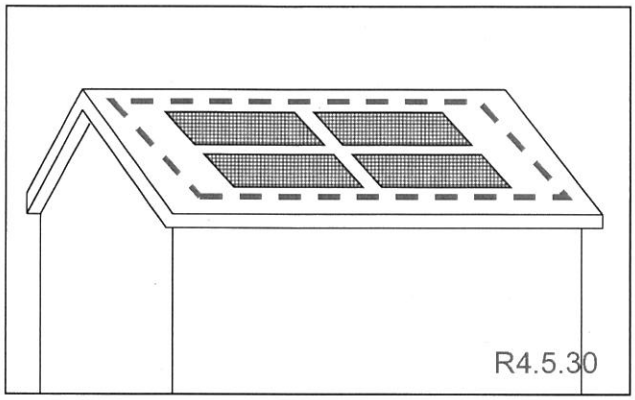

※太陽電池モジュールの屋根全体の状況がわかること
※モジュールの枚数が確認できるもの

※設置モジュール全体が１枚に収まらない場合は、複数枚に分けて撮影してください。

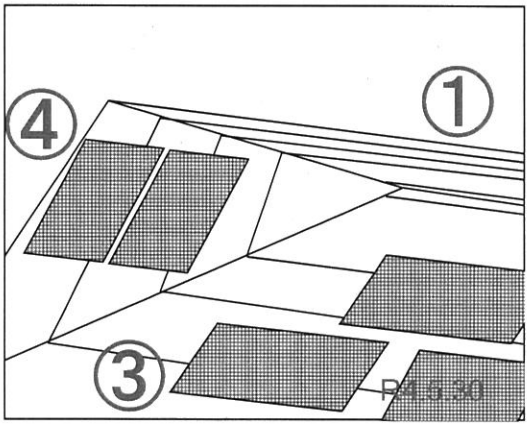

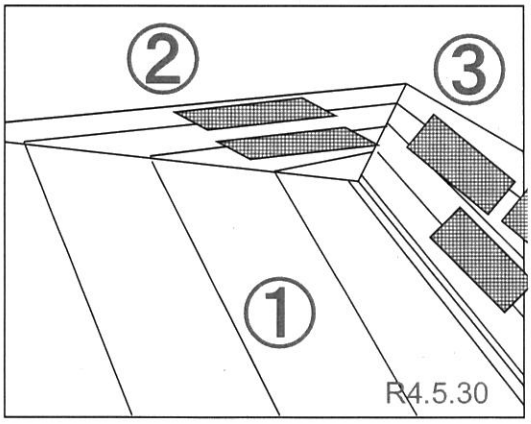

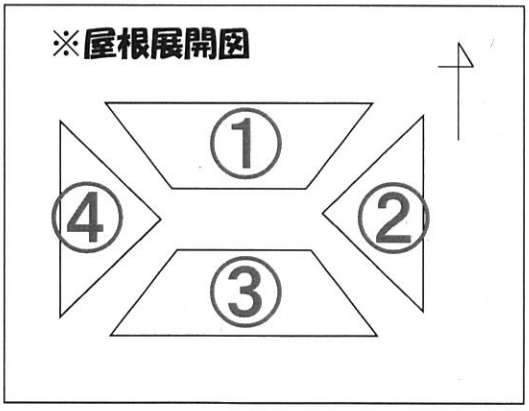

※太陽電池モジュール設置後の屋根全体の状況がわかること。
※モジュールの枚数が確認できるもの。

※屋根の方角が分かるように、展開図と写真の両方に番号をふってください。

太陽光発電設備

イ）パワーコンディショナー（2種類）

①　設備の設置状況が分かるもの

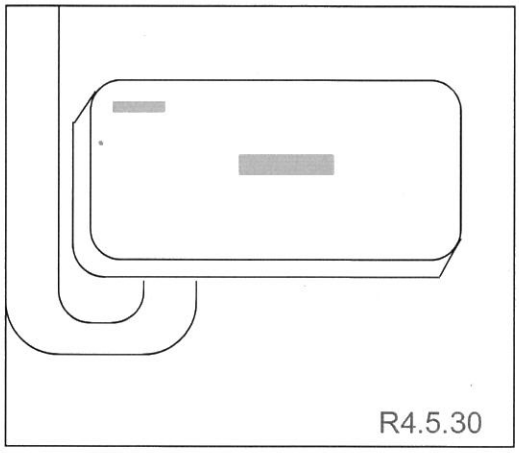

※パワーコンディショナを設置したことが分かるもの
※カバーをつけた状態で撮影したもの

②　銘板

※システムの型式、製造番号等がわかるもの

ウ）電力量計

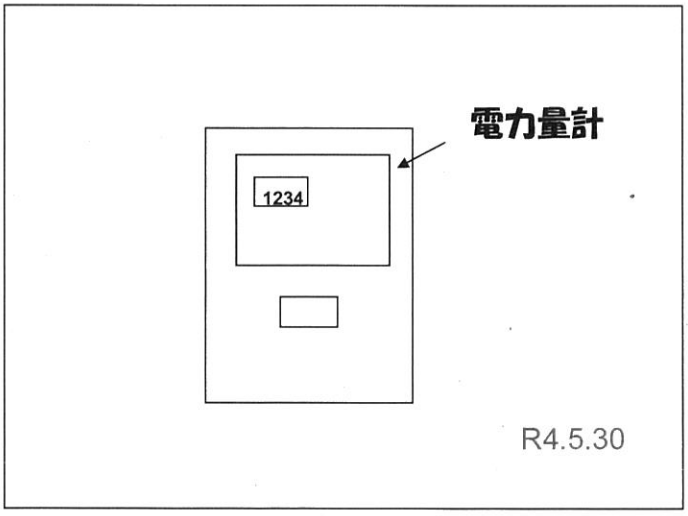

※電力計の外観が確認できるもの
※設置した壁面などがわかるもの

太陽光の申請でＨＥＭＳを設置している場合

エ）設備の設置状況が分かるもの（構成機器すべて）

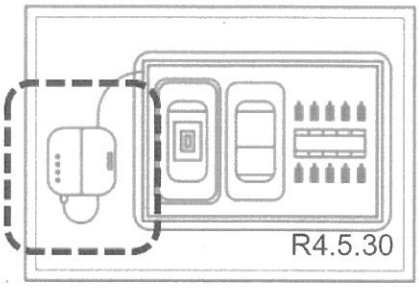

分電盤（機器の型番が読めること）

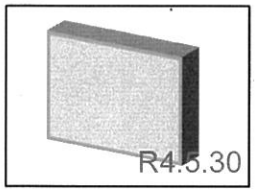

情報収集ユニットなど

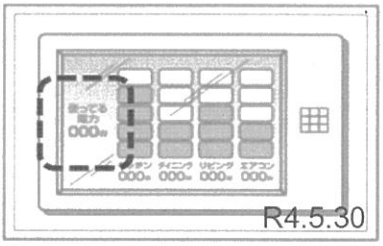

表示装置

※機器のみではなく、設置されている場所が分かるように、設置場所周辺も含めたもの

オ）銘板

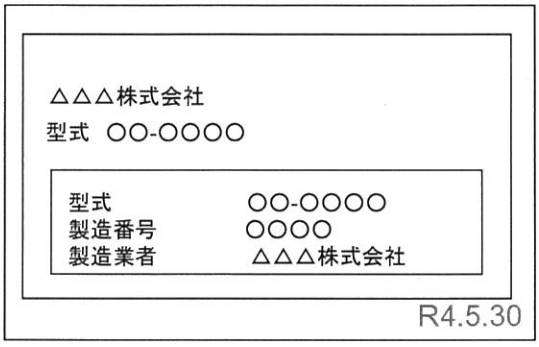

※システムの型式、製造番号等が確認できるもの

蓄電システムの場合

エ）設備の設置状況が分かるもの

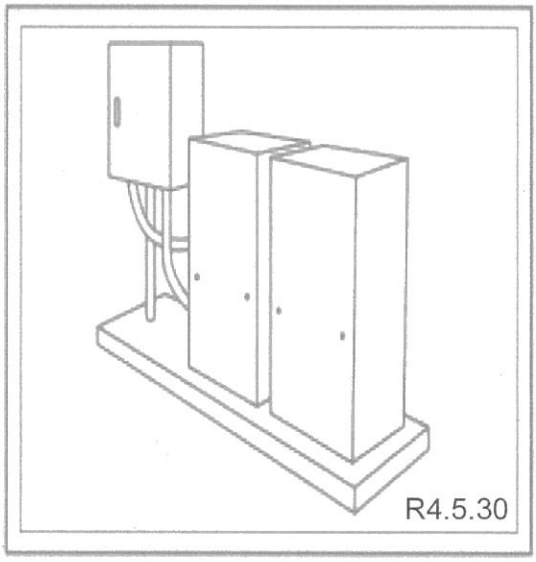

※機器のみではなく、設置されている場所が分かるように、設置場所周辺も含めるもの

オ）銘板

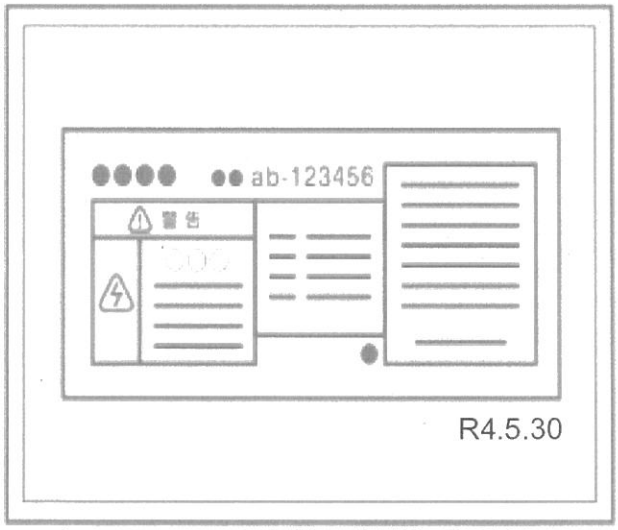

※システムの型式、製造番号等が確認できるもの

エネファームの場合

エ）設備の設置状況が分かるもの

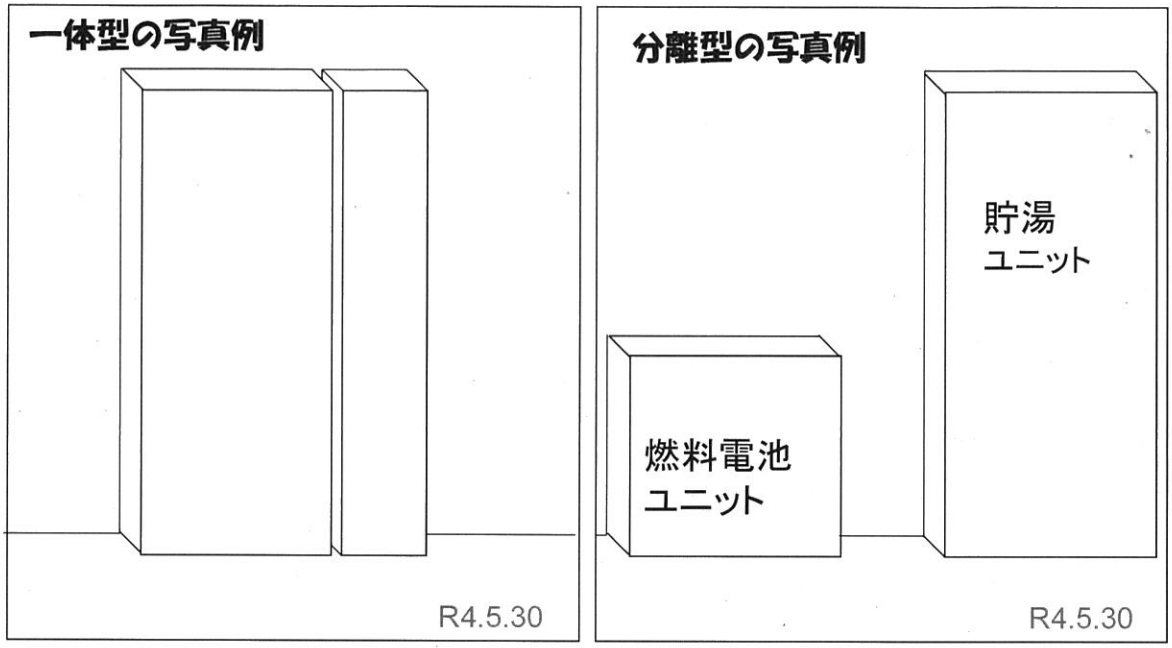

※機器のみではなく、設置されている場所が分かるように、設置場所周辺も含めるもの

オ）銘板

エネファーム

①（燃料電池ユニット）

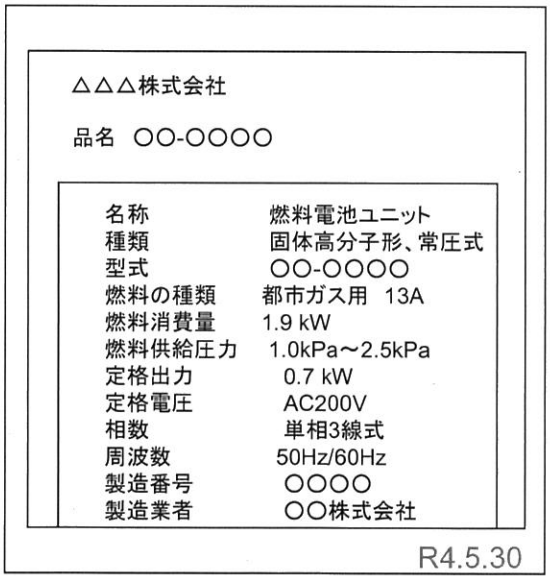

※システムの型式、製造番号等が確認できるもの

②（貯湯ユニット）

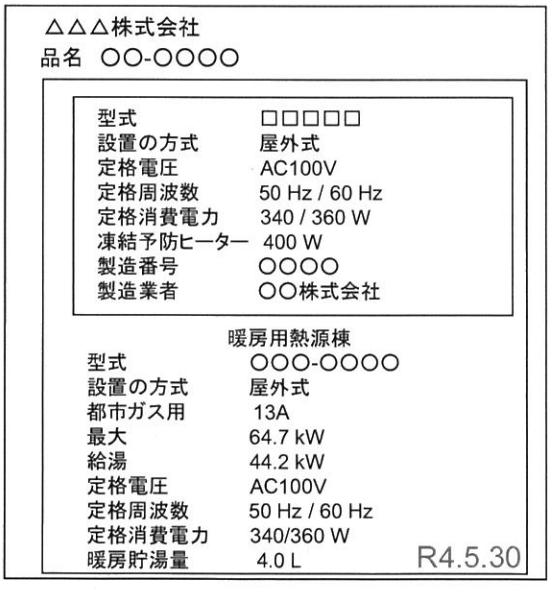

※システムの型式、製造番号等がわかるもの

<u>①②両方が必要です</u>

太陽熱利用システムの場合

エ）設備の設置状況が分かるもの（構成機器すべて）

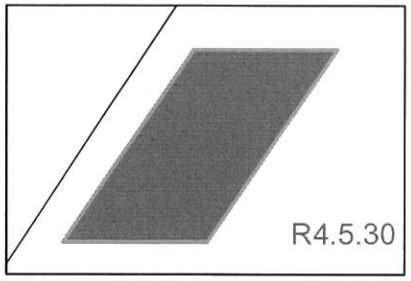

集熱器

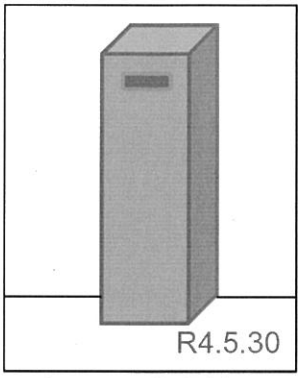

貯湯槽

※機器のみではなく、設置されている場所が分かるように、設置場所周辺も含めること

オ）銘板

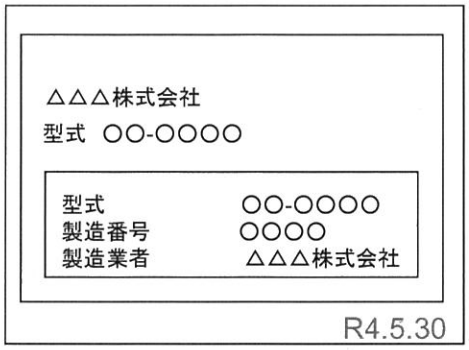

※システムの形式、製造番号等が確認できるもの

V2H充放電設備の場合

エ）設備の設置状況がわかるもの

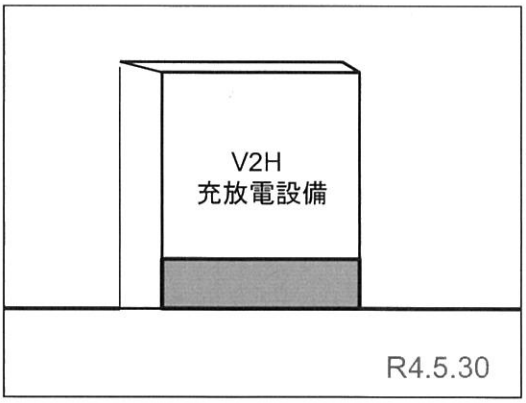

※機器のみではなく、設置されている場所が分かるように、設置場所周辺も含めるもの

オ）銘板

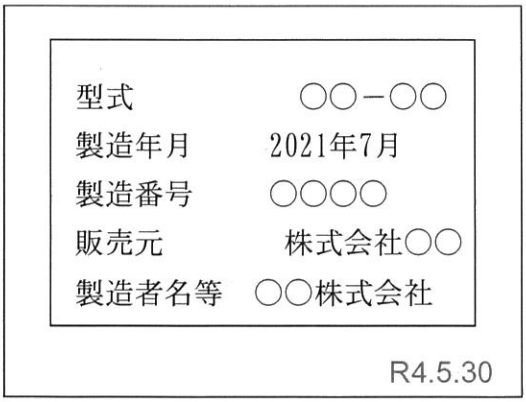

※システムの形式、製造番号等が確認できるもの

電気自動車の場合

キ）保管場所（車庫・駐車場等）において、車の全体及びナンバープレートが写っているもの

※車体のみではなく、保管場所（車庫・駐車場等）が分かるように、保管場所周辺も含めたもの
※ナンバープレートが読み取れるもの

共通（電気自動車以外）

カ）建物全体

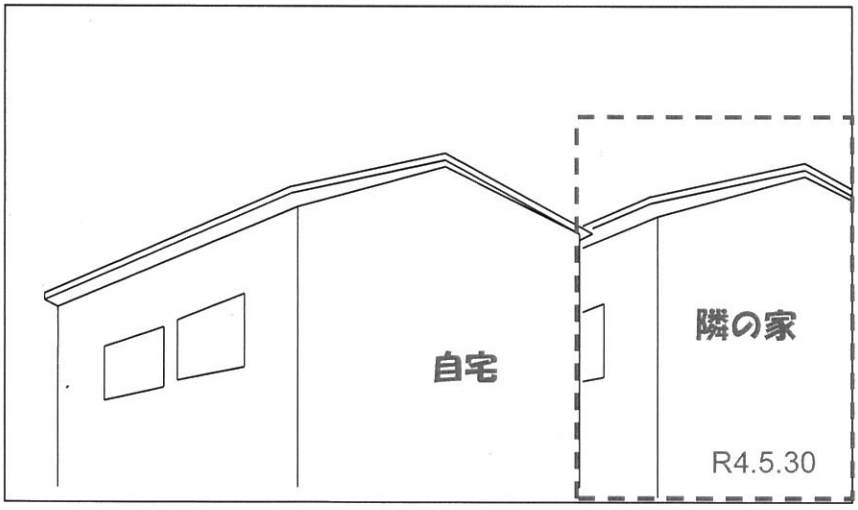

※周囲の家や構造物を含めたもの
（設備が写っている必要はありません。）
※足場、車等がなく、全体が分かるように撮影したもの